

頌 春

〈巻頭言〉

吾々の時々の税制そのものは、長き歴史の紆余曲折の一環であり、しかもそれには
 くり返し為された吾々の父祖の政治闘争の苦心が、その敗北者の怨恨が刻まれている。

(『大内兵衛著作集』第一巻)



ベトナム・ホーチミン市 (今年はベトナム全土解放 30 周年)

明けましておめでとうございます

新潟県中越地方の激震に
 遭われた皆様に心からお見
 舞い申し上げます。
 激動の二〇〇五年、皆様
 にはこの正月をいかがお過
 ごしでしょうか。
 飛んで、文治二年(一一
 八六年)の源頼朝の正月の
 幾日かを覗いてみましょう。
 「二日：暮に及びて雪ふ
 る。二品(頼朝)ならびに
 御台所、甘繩神明宮に御参。
 御還向の便路をもって、藤
 九郎(安達)盛長が家に入
 御すると云々。
 三日：去夜の雪なほ地に
 委す。去年二品に敍したる
 まふの後、いまだ御直衣始
 の沙汰に及ばず。予州(義
 経)の事によって、世上い
 まだ静謐ならずといへども…
 今日その儀を刷はる。…」
 (吾妻鏡 第七)

頼朝と義経の違和感が読
 みとれませんか。さて、鎌
 倉幕府は短命でしたが、小
 泉内閣は？ 「永遠に続か
 ないものはいつか終わる」。

恐るべき庶民大增税時代の到来

いま、何をすべきか、税務行政の動向は

— 2月2日(水) 中野サンプラザで —

「増税路線一步踏み出す」「中低所得層、税負担重く」(日経 12/15・16)。2005年度税制改正大綱が発表された報道記事の見出しです。恐るべき庶民大增税の時代が到来します。それは、まず定率減税の廃止、当面2006年1月から所得税・個人住民税とも半減。さらに個人住民税所得割の65歳以上の優遇を縮小、フリーターへの課税強化等々、そしてすでに決められている配偶者特別控除の原則廃止、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、消費税免税点の引下げ等です。しかし、これらは2006年度以降の増税路線の序盤にすぎません。「2007年度をメドに消費税を含む抜本的な税制改革を実現する」(大綱)という「本格増税の総仕上げ」(財務省幹部)が待ちかまえています。私たちは、このような増税路線を座視するわけにはいきませんが、当面、税務行政が如何に対応しようとしているか、そのことを見ておくことも大切です。

国税庁は度重なる税制「改正」、なかでも公的年金控除の縮小、消費税免税点の引き下げにより税務申告者の激増を予測しており、その対策を急いでいます。

2004年10月18日開催の全国国税局個人課税課長会議から、確定申告関係をみると、「平成17年分確定申告期の体制では、来署者数の増加への対応には、『税理士の顧問企業を通じた従業員に対する申告相談の実施』『消費税相談窓口の拡大(外部への設置)』『署の電話相談業務を外部委託』とあり、16年分から前倒しで実施するとしています。

このようなもと、16年分確定申告はどのような様相になるのか、センターでは恒例の公開講座

を開催します。今回の公開講座は確定申告関係のみならず、税務行政の動向をも明らかにしていきたいと思えます。

また、現在「会社法制の現代化」が論議されています。私たち税理士との関連を見ていきたいと思えます。

第32回公開講座

日時 2005年2月2日(水)
午後1時～5時

場所 中野サンプラザ 8階研修室

テーマ 恐るべき庶民大增税時代の到来、
いま、何をすべきか — 税務行政
の動向 —

内容 ・税務行政をめぐる情勢の特徴
(仮題) ・平成16年分所得税確定申告の留意点
・平成16年分譲渡所得申告の留意点
・「会社法制の現代化」と税理士
・徴収行政の現状

※会場がいつもと違いますのでご注意ください。
※開催案内は追ってお送りします。

17年4月～6月の税務調査は

内部事務に必要な事務量を確保しつつ、事後処理は6月末終了を目途に、可能な限り調査事務に従事する。

事後処理は早期に処理、所得税・消費税の無申告は机上処理と実地調査で。(東京)

ご意見をお聞きしました

センターに望みたいこと

税制・税務行政の民主化のために活動して10年、21世紀に入り、“新時代”におけるセンター活動に何を望むか、会員・賛助会員のみなさんにご意見をお聞きしました。ありがとうございました。センターがみなさんのために、そして、社会的に如何に貢献すべきか、貴重なご意見を掲載します。

- 東京税財政研究センターは行政機関と税理士・納税者を結ぶ大事なポジションにあります。又、税務署に対して批判的であることも心強いです。その点を大いに宣伝して納税者に周知されればよいのではないかと。納税者に対する講習会やセンター内での相談もやって欲しい。
 - 税財政はどうあるべきか変革の手立て、近未来への方向付けが欲しいです。これで良いのかだけでは疲れます。
 - 真に「センター」としての陣容を構築して、納税者の権利擁護・税制民主化のための「基地」として力強く発展させたいものです。
 - (ある分科会のなかで) 池上淳京都大学名誉教授が「納税者主権の行使こそ、最後の民主主義、究極の民主主義である。納税者主権論を打ち出さない限り、官僚主義を倫理的・理論的にチェックできない。納税者主権論が参加論とつながったとき、本当に市民の力が出るときとなるであろう」という主旨のことを述べられたが、センターがこのテーマに接近して頂ければ有り難いです。
 - 昨年公開講座に出席、熱意ある講師先生方に感謝申し上げます。広く当局の改革等の変革がわかり、大変に為になっています。心強い限りです。
 - 公開講座が充実しており、たいへん役立ちました。講師の先生方と準備に当られた先生方に感謝しております。できれば年3回ぐらい実施していただくか、前回同様朝から丸1日の日程で行っていただけるとありがたいです。
 - 私は地方の賛助会員です。常日頃は資料、書籍、会報等を送っていただき、これを読んでセンターの行事に参加したような気になっています。地方は情報が乏しいので大いに助かり感謝しているのですが、さらに情報交換の場があればと思うわけです。地方からは何かの機会がなければ参加できません。センターの行事、特に総会などは何かの行事の前日とか翌日など行事に密着して開催して下さると参加し易いと思うのですが。
 - 確定申告の研修できれば1月中にお願いします。
 - アカデミックな内容も良いが、我々の顧問先である中小企業のクライアントに対し、実践的・日常的にある問題をもテーマにさせていただければ。又、一方的な講演方式でなくディスカッションを多様な形で取り入れ、消化不良にならない、自ら参加しているのだとの方法で。研究・実戦両論で。
- 〈31回公開講座アンケートより 前号未掲載分〉
- 今までの講座に満足と感謝をしています。各税目ごとのポイントを短く、数多くの情報を出し合うこともよいかと。
 - 役員先生のご尽力により研修させていただいています。私は会に入会させていただきましたが、会員を増やしてもよろしいのか…。1日は疲れますが、やはりこのようなまとまった時間が必要と思います。
 - ふだん聞けない話が多く調査の実態がみえてきました。シンポジウム形式が大変わかりやすく役立ちます。半日より1日の方がいいです。
 - 税務の現場の生々しい話が聞けて、こんなに多くの専門部門ができていたとは驚きました。どうしたら納税者の財産と権利が守れるのか、税理士界全体の権利意識の高まりも必要ですね。
 - 徹底した講座でとても参考になりました。可能であれば具体的調査技法の点についても業種別に解説していただきたい。当局方針の情報もいただきたい。半日程度が望ましい。
 - 通常の研修会では聞けないよい研修会でした。
 - 内容が充実していて大満足です。税理士・税理士会等でも1～2時間程度やっていただければ。規制緩和、国際化等についても。午前・午後通じての研修を希望します。
 - 近い将来(H20年頃)「大増税時代」がくると思われるので、徴収行政に焦点をあてた講座も。
 - やはり疲れました。1日は少しきついな。

— 法人税用ソフトが立ちあがらない —

電子申告の 問題点を論議

センター研究部
『税務行政と権利研究会』

税務行政と権利研究会は10月24日に ①名古屋国税局における電子申告の総括 ②オーストラリアの電子申告について 研究報告と討議をしました。つづいて12月23日には ①法人税電子申告の問題点 ②国税組織の改革—国税庁機構改革試行の問題点について 研究報告と討議を行いました。

名古屋局での電子申告の提出枚数がきわめて少なかった原因には、納税者の利便性、添付書類の取扱、セキュリティ等に問題点が指摘されています。

現在は全国で電子申告を行うことができるようになっており、申請、手続きも拡大されていますが、法人税の電子申告上の問題点がなお指摘されています。

① 税理士の認証カードでは、e-taxの法人税用ソフトが立ちあがらず、所得税と消費税のみが立ち上がる ② 確定決算で確定した科目すらe-taxで申告できない事態が発生する ③ 税理士等の代理人による電子申告の場合においても、納税者本人、代表者、経理責任者等の電子署名を求めため電子申告の利便性が発揮できない。等々



私の本棚

鬼頭 清明

「木簡の社会史」

講談社学術文庫

「…最近になって、情報伝達の方法は紙に文字を書くことから、映像を中心に電子工学の技術を駆使して行なうようになってきた。紙と文字とが人間の主要な情報伝達の手段となってい（る）」

「…（木簡は）平城宮跡だけで2万5千点、全国的にも百五十カ所にのぼる遺跡で総計3万5千点近い木簡が見つかるようになって、古代史の研究をすすめるための史料として、木簡はしだいに重要な地位を占めるようになってきた。」

「木簡は大きく分類すると…第一は古代の役所で役人たちが事務処理用に使っていたもので…文書木簡とかよんでいる。…第二は全国各地の人びとが租税として平城宮に運びこんだ品物についていた荷札で、これら租税はたてまえとしては、納税者本人が各地から平城宮に運搬することになっていた。…」

（カッコ書は原文のまま）

書籍案内

- 『研究会報（税務行政と権利研究会）』
— 税務行政のIT化特集 —
目次 行政のIT化と税務行政組織
国税組織のIT化と税務調査
税務行政のIT化と税理士制度
東京都における税務行政のIT化の現状
TOPICS 最近における税務調査の変化と特徴
最近の国・地方における滞納処分の実態
頒価 700円（送料別）
- 『租税法の基礎理論』 山本守之 著
頒価 2,800円（送料込み）
- 『全国国税局長会議資料（2004年4月開催）』
頒価 400円（送料込み）
- 『山本守之氏 記念講演レジメ』
— 第11回総会 —
内容 所得税とその課税方法
各種所得計算上の控除
課税最低限のあり方 など
頒価 無料（送料のみいただきます）

※ 申込みはセンターまでFAXでお願いします。

FAX 03-3360-3870